

第55回産業統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項に対する回答  
(牛乳乳製品統計調査関係)

(部会における意見等)

① 例えば、脱脂濃縮乳のように、一定の生産量があるものの、これまで本調査で把握していない乳製品について、乳製品市場の実態をより一層把握する有用な情報を得るとともに、調査結果の利活用の更なる充実を図る観点から、調査対象に追加することについて検討いただきたい。

なお、ホエイパウダーと脱脂濃縮乳の間にも脱脂粉乳と同様に代替性があり、この観点からも脱脂濃縮乳を調査対象とすることについて検討いただきたい。

(注) 生乳の振り向け量について、本調査で把握しているチーズは約40万トン、クリームは約60万トンである一方、例えば、本調査の調査対象となっていない脱脂濃縮乳は約60万トンから約70万トンの生乳が振り向けられているとしている。

<回答>

乳製品のうち、「クリーム」、「脱脂濃縮乳」といった液状乳製品<sup>(注)</sup>については、乳業団体からの情報によると、近年のコンビニ等による新商品の開発や乳製品の製造技術の発展などからその需要が増加しているとのことであります。

また、昨年10月のTPP協定の大幅合意に伴い「総合的なTPP関連政策大綱」が閣議決定されたところでありますが、その中で酪農家などの経営安定対策として、加工原料乳生産者補給金制度の対象品目について、これまでの「脱脂粉乳」、「バター」、「チーズ」などの非液状乳製品に加え、「クリーム」、「脱脂濃縮乳」、「濃縮乳」の液状乳製品について、準備が整い次第、対象品目として追加することとされました。このため農林水産省は本年3月に「補給金単価算定方式等検討会」を設置し、平成29年度から新たな制度で実施できるようその算定方式等の検討を開始したところであります。

このような状況から、各液状乳製品への生乳の仕向け量を把握し、その需給状況を捉えることは、これまで以上に施策上重要性を増し、政策部局からも追加要望があったことから、本調査の生乳の用途別処理内訳の「クリーム等向け」として「クリーム」、「脱脂濃縮乳」、「濃縮乳」を一括で把握しているものをそれぞれに区分し把握することとしたい。

なお、当該調査事項について、大手乳業メーカー15社について回答可能かどうか確認したところ、回答可能とのことであり、また、報告対象者は本調査での「クリーム等向け」に生乳処理のあった乳製品工場数から、全体として70社程度と見込んでおります。

(注) 各液状乳製品の製造工程及び用途

- ・ 「クリーム」は、生乳から脂肪分以外の成分を除去したものであり、菓子、ケーキ、アイスクリームなどの原材料として利用されます。
- ・ 「脱脂濃縮乳」は、生乳から脂肪分を除去して濃縮したものであり、はつ酵乳やアイスクリームなどの乳製品の原材料として利用されるほか、乳脂肪を増やさずに乳の風味を加える目的でプリン、パン、菓子、缶コーヒーなどに利用されており、脱脂粉乳と一定の代替性があるものです。
- ・ 「濃縮乳」は、生乳から一定程度の水分を除去し濃縮したもので、乳飲料やアイスクリーム、れん乳などの原材料として利用されます。

(部会における意見等)

- ② 我が国の乳製品市場において輸入依存性が高くなってきていることや、バター不足問題が生じたことなどを踏まえ、その実態を把握する上で必要な情報を得る観点から、バターの在庫量について、国産・輸入に区分して把握することについて検討いただきたい。

<回答>

生乳(搾ったままの牛の乳)は、非常に腐敗しやすいため、まず最も生鮮性が求められる牛乳や生クリームなどに加工され、最後に保存性の高いバターなどに加工されます。

このため、酪農家の離農等による乳牛頭数の減少や、猛暑の影響などにより、生乳の生産量が減少するとバターの生産量が減少し、バターの需要と供給のミスマッチが生じることとなります。

平成26年度は、平成25年の猛暑の影響や、乳牛頭数の減少等により、生乳生産量が減少し、バターの生産量が減少するとともに、バターの追加輸入を行ったものの、供給不安を背景として家庭用バターの購入量が増加したこと等から、スーパー等のバターが品薄となる事態が生じました。平成27年度は、生乳生産量が前年を上回る水準となったほか、生乳生産団体や乳業メーカーによるバター増産の取組や、洋菓子店舗等向けの小物バターを含むバターの輸入等により26年度のような深刻なバター不足は回避したところです。

一方で、平成28年5月19日に内閣府設置の規制改革会議において「規制改革に関する第4次答申」が示され、昨今のバター不足への対応として、その原因や正確な実態を把握するため、「バター等のモニタリング等の強化」を平成28年度中の可能な限り速やかに実施するとされたところです。

このような状況を踏まえ、バターの需給状況等の正確な実態を捉えることが必要となり、政策部局からも追加要望があったことから、本調査のバター在庫量について、国産・輸入を区分せずに把握していたものから、国産・輸入別に区分して把握することとしたい。

なお、当該調査事項について、大手乳業メーカー15社について回答可能かどうか確認したところ、回答可能とのことであり、また、報告対象者は、本調査でのバターの在庫実績のあった乳製品工場及びこれらを管理する本店数から、60社程度が見込まれ、そのうち輸入バターを取り扱っている工場は、乳業団体からの情報から、30社程度と見込んでおります。